

行政文書一部公開決定通知書

2 観名保第 151 号  
令和 3 年 1 月 12 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし

令和2年12月4日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1 名古屋城天守閣耐震対策調査委託 耐震診断概要書・耐震診断報告書 (名古屋城大天守閣・名古屋城小天守閣) 2 構造体劣化調査結果、構造体劣化調査入力・計算シート (名古屋城大天守閣・名古屋城小天守閣)	
行政文書の公開の日時及び場所	日時	令和 3 年 1 月 14 日 午前 時 午後
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	<p>【耐震診断概要書 (名古屋城大天守閣)】 名古屋市情報公開条例 (以下「条例」という。) 第7条第1項第1号に該当し、公開請求のあった行政文書に記載されている法人従業員の氏名及び印影、アドバイザーの印影は、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とします。</p> <p>【耐震診断報告書 (名古屋城大天守閣)】 条例第7条第1項第1号に該当し、公開請求のあった行政文書に記載されている法人従業員の氏名、写真の人物の容貌は、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とします。</p> <p>また、条例第7条第1項第2号に該当し、公開請求のあった行政文書に記載されている法人電話番号は、事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより法人の事業運営に支障をきたすと認められるものであるため、非公開とします。</p>	

**【耐震診断概要書（名古屋城小天守閣）】**

条例第7条第1項第1号に該当し、公開請求のあった行政文書に記載されている法人従業員の氏名及び印影、アドバイザーの印影は、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とします。

**【耐震診断報告書（名古屋城小天守閣）】**

条例第7条第1項第1号に該当し、公開請求のあった行政文書に記載されている法人従業員の氏名、写真の人物の容貌は、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とします。

また、条例第7条第1項第2号に該当し、公開請求のあった行政文書に記載されている法人電話番号は、事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより法人の事業運営に支障をきたすと認められるものであるため、非公開とします。

備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488
----	---

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
  - 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。
- 注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。